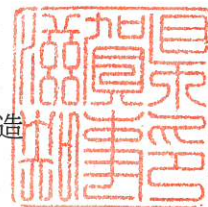


(参考)

滋 下 水 第 678 号
令和 5 年(2023 年)11 月 13 日

滋賀県下水道審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖流域下水道事業における地方公営企業法の適用について（諮問）

琵琶湖流域下水道事業は、平成 28 年 12 月に「琵琶湖流域下水道事業地方公営企業法適用基本方針」を定め、経営の透明化によりガバナンスを向上させ住民生活に不可欠な下水道事業を安定的に実施していくため、平成 31 年 4 月から地方公営企業法を一部適用（財務規定等の適用）しているところです。

組織に関する規定等の適用については、検討を深堀し、見極める必要があるとしていることから、琵琶湖流域下水道事業における組織のあり方についてどのようにあるべきか、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年 12 月 28 日滋賀県条例第 43 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。